成人おめでとう

20歳になられる皆さん、おめでとうございます。村では20歳の門出を祝って、来月15日(日)に公民館講堂で成人式を行います。20歳の記念に、ぜひご出席ください。今回の対象者は、昭和47年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた人たちです。対象者には後日案内状をお送りしますが、進学や就職等で村外に転出している皆さんも出席できますので、希望者は公民館(☎82－4444)へご連絡ください。(対象者名簿は6月10日現在の住民登録で作成)

▶昨年の成人式から

■**金池**…高橋佐登子　吉井宏　早川忍　高柳静江　■**石瀬**…寒河江洋　田中庸子　山形恵子　桑原格子　■**岩室**…樋口泰弘　石崎智江子　木村悟昭　穴澤信一　佐藤角人　長谷川紳　石山あかね　涌井一範　中村薫　池由紀子　本間友子　村井愛子　橡木貴子　後藤麻紀　岡崎聖子　高島育子　■**樋曽**…渡辺智早　阿部秀哉　三富由紀子　■**栄**…草野陽子　草野寛　吹井紀幸　本間淳　■**橋本**…田中宏子　佐藤美穂　田中和彦　後藤里香　鈴木貴尋　■**久保田**…堀沢東紀男　■**猿ヶ瀬**…小林直美　■**南谷内**…佐竹久美子　水澤勇　■**北野**…八木由美恵　樋口淑子　堀越恒志　■**夏井**…阿部安生　遠藤貴之　大治真知子　■**西中**…関根伸　竹内詠里子　堀部隆　■**潟上**…竹内孝二　藤田一昭　斉藤京子　■**西長島**…団原千佳　団原孝明　大久保学　■**西船越**…槙田さつき　■**油島**…坂爪純子　阿部綾子　■**間瀬1区**…遠藤昭子　柏木博之　■**間瀬3区**…真柄裕子　鳳氣至央子　横山静子　■**間瀬6区**…宝輪定雄　■**間瀬7区**…吉谷一臣　本間剛　■**和納1区**…鈴木博子　山崎明美　加藤さゆり　成田保子　池上恵里子　■**和納2区**…稲垣忍　■**和納3区**…田中圭　島倉綾子　内山志麻　近藤彰人　山田順子　小林春樹　海津康幸　早川嘉一　■**和納4区**…竹内智美　中原三輪　■**和納5区**…堀井洋介　■**和納6区**…小林由夏　長谷川弘美　野沢昌樹　阿部正嘉　岡田和子　■**和納7区**…小柳徹　伊藤政人　福田みのり　■**和納8区**…小林和美　横山みさ子　竹内薫　■**和納9区**…加藤正和　後藤教子　星野聡美　■**和納10区**…玉木邦裕　星野明果　■**和納11区**…斉藤瑞穂　藤田晴樹　南波里子　刀野幸男　阿部小百香　渡辺努　石倉有紀子　■**和納12区**…鎌田勇樹　金子由美　更科美智子　苅部嘉真　篭島千津子　佐山昭則　玉木力　内藤聖悟　■**和納三田**…笠巻竹司　前山貴子　■**津雲田**…神保靖高　■**高橋**…佐野幸雄　大関和博　鶴巻俊暁

(順不同、敬称略)

毎年七月は、**"社会を明るくする運動"**の強調月間です。

この運動は、すべての国民がそれぞれの立場において犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りに暖かい愛の手をさしのべ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。

本年度の重点目標は、「少年の非行防止と更生のため、地域住民の理解と参加を求める」です。私たちの地域社会から非行に走る少年を出さないよう、一人ひとりが力を合わせましょう。また、不幸にして非行に陥った少年を援助するため、協力の輪を広げましょう。

なお、村内では次の五名の保護司が皆さんの相談に乗ってくださいます。○**寒河江真爾**(石瀬)さん、○**五十嵐和夫**(間瀬二区)さん、○**鈴木喜久男**(間瀬二区)さん、○**海津道彦**(和納二区)さん、○**川上作一**(富岡)さん。

『ふれあいと対話が築く、明るい社会』

■**期間中予定されているおもな行事**

○**テレビ放映**…「十七歳のはばたき」七月二日(金)午後五時から(新潟総合テレビ)

○**第九回矯正展**…刑務作業製品展示即売会七月二十五日(日)、新潟刑務所特設会場

お知らせ

危険物取扱者保安講習(一般)

●**実施予定日**…8月19日　●**会場**…新潟県中小企業会館　●**申請受付期間**…7月16日～23日まで

危険物取扱者試験(乙4・丙)

●**実施予定日**…8月24日　●**会場**…新潟市　●**申請受付期間**…7月20日～28日まで

※なお申請用紙及び詳しくは、**消防岩室分署**まで。

(入札結果から)

工事名・場　所	工事費(万円)	完了予定日	工事業者
■道路舗装工事			
農道第240号(原地内)	366	7/25	(株)水倉組
油島植野線(高畑地内)	221	7/25	佐藤建設(株)
夏井高畑線(高畑地内)	88	7/15	本間道路(株)
夏井高畑線(西船越地内)	350	7/30	(株)水倉組
夏井高畑線(夏井地内)	139	7/15	(株)加賀田組
医療センター西長島線(橋本地内)	139	7/15	福田道路(株)
県道取付西中線(西中地内)	96	7/15	(株)吉田建設
西中和納線(西中地内)	175	7/20	中野建設工業(株)
潟上高橋線(高橋地内)	242	7/25	(株)水倉組
和納国道116号線(和納地内)	561	8/9	(株)水倉組
夏井津雲田線(原地内)	139	7/15	(株)水倉組
夏井3号線(夏井地内)	134	7/15	水庄建設(株)
本村高屋線(間瀬地内)	144	7/15	日本道路(株)
金池猿ヶ瀬線(金池地内)	113	7/15	(株)水倉組
岩室堀田線(岩室地内)	196	7/20	(株)田辺組
西浦線(和納地内)	170	7/20	(株)梨本組

わたしたちの住むふるさと県央再発見の旅をご一緒に

『ふるさと探訪』

参加者募集

県央広域市町村圏協議会では、圏域内の歴史や文化、産業施設などを見学していただきながら、参加者の交流を深めてもらおうと、ことしも「ふるさと探訪」を計画しました。昨年も参加者から大好評だったこのふるさと探訪。皆さんもこの機会に、圏域内のすばらしさを再発見してみませんか。

■**探訪地**…中小企業大学校(三条市)※ただし22日は児童交通公園(燕市)～国上山(分水町)～水族博物館(寺泊町)～漢学の里(下田村)

■**募集人数**…先着23名まで

■**参加料**…大人1、500円、小人(中学生以下)1、000円

■**申込み先**…参加料を添えて**役場総務課企画係**(☎82－四一一一内線二一五)までどうぞ。

実施日	対象	申込締切
8月5日(木)	親とチビッ子	7月30日(金)
8月22日(日)		

※10月に一般向けコースも計画中

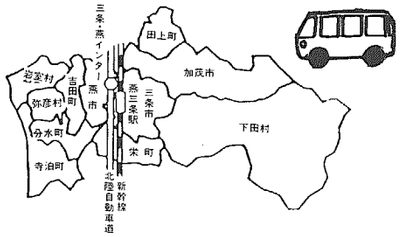

■"県央"の十一市町村

村の文化遺産に能面を購入

役場ロビーに展示中

五月に開催された「親子でつくる能の世界展」は、吉川親子はじめその関係者らのご協力により大好評でした。そこで村では、今回の能展を機会に、皆さんからその能の世界に少しでもふれてもらい、そして村の文化向上に役立ててもらおうと能面「般若」(吉川花意作)を購入しました。

この能面は、今月から役場ロビーにて展示いたしますので、ぜひ皆さんも公民館へご来館の際はご覧ください。

■今回、村が購入した能面「般若」(吉川花意作・新潟市在住)この面は、能楽から生まれた女面です。

学校のプールを開放します

いよいよ夏本番。この季節はやっぱり水遊びが一番ですね。そこで、こともプールを一般開放しますので、ぜひご利用ください。

■**岩室中学校・開放日**7/5、8/1、8/8・**対象**中、高校生以上一般

■**岩室、和納小学校・開放日**7/21、7/31、8/1、8/7、8/8・**対象**小学生

※開放時間は、各学校とも午後2時～5時までです。

【注意事項】❶遊泳中は、必ず保護者等が付き添うこと。❷浮袋などの遊具は持ち込まない。これらのきまりを守り、みんなで楽しく泳ぎましょう。

参加者を募集します

「親子水泳教室」

ことしも、日本水泳連盟指導員による水泳教室を開催します。基本泳法、水慣れ等を中心とした楽しい教室にぜひ皆さんも参加してみませんか。◎**とき**…8月1日(日)午前9時30分～12時　◎**ところ**…和納小学校プール　◎**対象**…親子(先着30家族)及び婦人　■**申込み・問い合せ**…7月30日までに公民館(☎82－四四四四)へどうぞ。

国民年金からお知らせ

●**お問い合せは　役場住民福祉課　☎82－4111**

サラリーマンの奥さん

国民年金の手続きはお済みですか

厚生年金保険や共済組合に加入しているご主人に扶養されている二十歳以上六十歳未満の奥さんは、原則として**第三号被保険者**となります。この場合、保険料は夫の加入している年金制度からまとめて納められますので、自分で納める必要はありません。

しかし、サラリーマンの奥さんでも被扶養者でない場合、例えば、自分自身が自営業を営んでいて相当の収入がある場合は、**第一号被保険者**となります。被扶養であるかどうかの認定は、知事が行うとされていますが、この認定基準は、健康保険等の被扶養者の取扱いを勘案して次のように定められています。

●配偶者の年間収入(失業給付金、年金等の収入を含む)が百三十万円未満(六十歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は百八十万円未満)であって、かつ、夫の年間収入の二分の一未満であること。

●配偶者の年間収入が百三十万円未満であって、かつ、夫の年間収入を上回らない場合で、その世帯の生計の状況を総合的に勘案して、ご主人がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められること

以上のいずれかに該当している方は、第三号被保険者の届け出が必要となります。この届け出が遅れたり忘れたままにして二年を過ぎると、その経過した期間は第三号被保険者として認められず(未納期間となる)、将来もらう年金額が減額されたり、年金そのものが受けられなくなることがあります。忘れずに届け出を。

なお、年金に関する届け出やわからない点などがありましたら、**役場住民福祉課・年金係**(☎82－四一一一内線一一七)までお気軽にご相談ください。